

令和8年度古賀市副業人材登用支援委託仕様書

1 件名

令和8年度古賀市副業人材登用支援委託

2 本業務の目的

本業務は、複雑化・多様化する地域課題や行政ニーズに対し、民間企業等で培われた高度な専門知識を有する副業・兼業人材を戦略的に登用し、本市の行政運営の質を向上させることを目的とする。

実施にあたっては、幅広い職種や、多様なバックグラウンドを持つ人材にアプローチし、最適な選考を可能にする体制を構築する。受託者は、募集戦略の策定から母集団形成、選考、採用に至る一連のプロセスにおいて、専門的知見に基づく手厚い伴走支援を行うものとする。

これにより、外部人材の専門スキルの導入に加え、職員との交流を通じた組織の活性化やエンゲージメントの向上を図る。

3 提案上限額

1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

5 事業概要

受託者が保有する独自の人材プラットフォームやネットワーク、メディア等を活用し、専門スキルを有する幅広い業種・職種の人材に対し、本市の求人情報を効果的に発信すること。募集開始前の戦略立案から採用確定までの一連のプロセスにおいて、募集原稿の作成支援、応募者との連絡調整、選考スケジュールの管理等、実務面を含めた一貫した伴走支援を行うものとする。

また、本業務は年複数回・複数職種の募集や多様な採用手法に対応するものとし、年度当初の募集（月4回程度勤務の人材1名を4月から5月にかけて募集予定）に加え、年度途中に発生する追加の募集が生じた場合に対しても、柔軟かつ迅速に対応できる

体制を確保すること。

6 業務内容

受託者は、次の(1)から(3)までの業務を行うものとする。

(1)効果的な人材募集

本市が副業人材を募集するにあたり、幅広い優秀な人材からの応募を促進するため、独自の人材プラットフォームやネットワーク、ノウハウを活用した母集団の形成、本市の求人について認知度を向上させるための手法等について提案すること。

(2)効率的な人材選考に係る支援

求人票作成や書類選考、面接、内定承諾に至るまでの効果的な人材選考方法について提案すること。

(3)応募者からの独自提案

応募者は、上記の委託内容以外に本業務の趣旨・目的に適う独自の提案や、他の手法と比較して優位な提案をすること。

7 履行場所

古賀市内等

8 事業達成目標

(1) 専門性を有する有効応募者（一次選考対象者）の確保

数値目標：1 職種あたり 10 名以上の有効応募者

(2) マッチング精度：書類選考通過率

数値目標：書類選考通過率 30%以上

9 成果品

業務実績報告書（簡易製本 1 部、データ）

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする。

10 納入場所

古賀市総務部経営戦略課

1 1 その他注意事項

- (1)本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (2)市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3)受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4)業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5)受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6)本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

1 2 担当部署

古賀市総務部経営戦略課経営戦略係 安部・中田

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-405-0111／FAX：092-942-3758

E-mail：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp